

春日井市専用水道取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第6項に基づく専用水道について、法、水道施行令(昭和32年政令第336号)、水道法施行規則(昭和32年厚生労働省令第45号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(専用水道布設工事の確認の申請)

第2条 法第32条の規定により専用水道の布設工事の確認を受けようとする者は、専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)及び専用水道工事設計書(様式第2号)により法第33条第4項及び規則第53条で定める書類を添えて市長に提出するものとする。

(確認の通知)

第3条 市長は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事確認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第5条の施設基準に適合しないと認めたときは、その適合しない点を指摘し、専用水道布設工事不適合通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、法第33条第5項の規定により、専用水道の布設工事の設計が申請書の添付書類により法第5条の施設基準に適合するかしないかを判断することができないときは、専用水道布設工事確認不能通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

4 前3項の通知は、法第33条第6項の規定により、申請を受理した日から起算して30日以内に行う。

(専用水道布設工事確認申請書記載事項変更の届出)

第4条 専用水道の設置者は、法第33条第3項の規定により、同条第2項に規定

する申請書の記載事項の変更の届出については、専用水道布設工事確認申請書
記載事項変更届出書(様式第6号)により市長に提出するものとする。

(専用水道給水開始前の届出)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第13条第1
項の規定により給水開始前の届出については、専用水道給水開始届出書(様式第
7号)により水道技術管理者の資格を証明する書類又はその写しを添えて市長
に届け出るものとする。

(水道技術管理者設置の届出等)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1
項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに水道技術管理者設
置届出書(様式第8号)を市長に届け出るものとする。

2 専用水道設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに水道技術管
理者変更届出書(様式第9号)により水道技術管理者の資格を証明する書類又は
その写しを添えて市長に届け出るものとする。

(専用水道業務の委託及び委託契約失効届出)

第7条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3
第2項の規定により業務の委託の届出については、専用水道業務委託届(様式
第10号)により業務委託契約書の写しを添えて市長に提出するものとする。

2 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第24条の3第2
項の規定により委託に係る契約が効力を失ったときの届出については、専用水
道業務委託契約失効届(様式第11号)を市長に提出するものとする。

(受託水道業務技術管理者設置の届出等)

第8条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項の規定により業
務の委託を受ける者(以下「水道管理業務受託者」という。)は、法第34条第
1項において準用する法第24条の3第3項により受託水道業務技術管理者を
設置したときは、速やかに受託水道業務技術管理者設置届出書(様式第12号)
を市長に届け出るものとする。

2 水道管理業務受託者は、受託水道業務技術管理者を変更したときは、速やかに受託水道業務技術管理者変更届出書(様式第 13 号)を市長に届け出るものとする。

(布設工事を伴わない専用水道の届出)

第 9 条 専用水道の布設工事の着手時に法第 3 条第 6 項の専用水道の要件を満たさなかった場合において、その後工事を伴わず当該要件を満たすこととなったときは、当該専用水道の設置者は、専用水道届出書(様式第 14 号)に法第 33 条第 4 項及び規則第 53 条で定める書類及び専用水道となるにいたった経過を記載した書類を添えて市長に提出するものとする。

(専用水道廃止(休止)の届出)

第 10 条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止又は休止したときは、速やかに専用水道廃止(休止)届出書(様式第 15 号)により市長に届け出るものとする。

(報告の徴収又は立入検査等)

第 11 条 市長は、専用水道の施設維持管理等に関する状況を把握し水道における事故発生を未然に防止する為、法第 39 条に基づき、次の事項について指導監督業務を行うものとする。

(1) 報告の徴収

(2) 定期立入検査

(3) 臨時立入検査

(4) 水道給水栓での水質検査及び残留塩素の随時測定

2 報告の徴収については、以下の事項について行うものとする。

(1) 水質検査結果の報告

市長は、設置者から毎年度の水質検査結果について、翌年度の 5 月末日までに報告を徴収するものとする。

(2) 水質異常・断減水等の報告

専用水道の設置者又は管理者は、浄水の水質基準超過その他水質異常等が生じたときは、直ちに、市長に水質異常・断減水等報告書(様式第 16 号)に

より報告するものとする。

(3) その他必要と認めるもの

3 定期立入検査については、次により実施するものとする。

(1) 立入検査回数

全施設に年 1 回以上立入検査を実施する。

(2) 立入検査内容

専用水道施設の維持管理状況等については、専用水道施設立入検査表（様式第 17 号）により次の事項について指導を行うものとする。

ア 水源施設の汚染防止状況

イ 浄水施設の整備状況

ウ 浄水操作の状況

エ 塩素滅菌の状況

オ 水質検査その他の検査実施状況

カ 記録の整備状況

キ その他

4 臨時立入検査については、次の各号いずれかに該当した場合に行うものとする。

(1) 水道施設に対し水道維持管理指導票（様式第 18 号。以下「指導票」という。）

を交付した場合

(2) 浄水水質に異常を生じた場合

(3) 原水水質に異常を生じた場合

(4) 配水管の折損以外の水道事故が発生した場合

(5) 水質検査その他の定期検査の実施報告がなされない場合

(6) その他必要と認める場合

5 水道給水栓での水質検査及び残留塩素の随時測定は、法第 4 条における水質基準に適合しているかどうか、また、規則第 17 条の塩素消毒が規定量保持されているか、原則として末端給水栓で検査を行うこと。

(報告の徴収又は立入検査実施後の措置)

第 12 条 市長は、報告の徴収又は立入検査実施の結果、必要に応じて次の措置を行うものとする。

(1) 立入検査の際、次の事項を認めた場合は、指導票を交付して注意を促すこと。

ア 塩素滅菌設備の稼働及び操作上問題がある場合、又は同設備の予備機が整備されていない場合

イ 浄水水質に悪影響を及ぼすと思われる浄水作業、浄水施設の整備不良、その他維持管理上の欠陥がある場合

ウ 定期的に実施しなければならない水質検査その他の検査業務が、適正に行われていない場合

エ 記録の整備が不備な場合

オ その他施設の維持管理が著しく適正を欠くと認められる場合

(2) 指導票を交付した水道施設に対しては、再度臨時の巡回指導を行い改善状況を把握すること。

(3) 前号による水道維持管理指導にかかわらず改善がなされない水道施設に対しては、期限を附して事業管理者による改善計画書の提出を求めること。

(4) 改善指示

市長は、口頭の指導及び指導票のほか、法第 5 条に規定する施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、衛生上特に支障が生ずる恐れのある場合には、法第 36 条第 1 項の規定より、専用水道改善指示書（様式第 19 号）により改善措置の内容及び改善の期間の指示を行い、期限を定めて専用水道改善報告書（様式第 20 号）を徴収するものとする。なお、改善の結果について必要に応じて現地確認を行うものとする。

(5) 水道技術管理者の変更勧告

市長は、水道技術管理者が法第 19 条に規定する職務を怠り、専用水道施設の適正な管理がなされていないことを確認した場合は、法第 36 条第 2 項の規

定により、水道技術管理者変更勧告書（様式第 21 号）により水道技術管理者の変更を勧告するものとする。

（6）給水停止命令

市長は、設置者が改善の指示に従わず、かつ、衛生上特に支障が生ずるおそれのある場合には、法第 37 条の規定により専用水道給水停止命令書（様式第 22 号）により期間を定めて給水の停止を命令するものとする。また、設置者が水道技術管理者の変更勧告に従わず、かつ、衛生上特に支障が生ずるおそれがある場合も同様とする。

- 2 指導監督業務を効果的に実施するため、専用水道別に専用水道監視指導台帳（様式第 23 号）を作成するものとする。

（その他）

第 13 条 水道施設の新設、増設、改造等、工事の伴う変更については、法第 32 条の規定により市長の確認を必要とするものであるから、これらの施設の施工については、違反行為のないように厳重監視するものとする。

（国の設置する専用水道に対する適用）

第 14 条 この要領は、法第 50 条に定める国の設置する専用水道に対しては、適用しないものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の春日井市専用水道取扱要領の規定に基づいて調整されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市専用水道取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。